

ニホンジカ管理事業実施計画について

1 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成について

都道府県知事は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第7条の2の規定により、その生息数が著しく増加し、またはその生息地の範囲が拡大している鳥獣（希少鳥獣を除く。）がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るために特に必要があると認めるとときは、当該鳥獣（以下「第2種特定鳥獣」という。）の管理に関する計画（以下「第二種特定鳥獣管理計画」という。）を定めることができ、当県においては、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの4鳥獣について第二種特定鳥獣管理計画を策定している。

また、法第4条に基づいて県が策定している第12次鳥獣保護管理事業計画の第6第4項において、県及び第二種特定鳥獣管理計画により定められた市町村は、年度ごとに実施計画を策定することとなっている。

第12次鳥獣保護管理事業計画（抜粋）

第6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

(1) 実施計画の作成及び計画に基づく施策の方針

県及び第二種特定鳥獣管理計画により定められた市町村は、第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため、年度ごとに適切な特定鳥獣管理事業を実施するための実施計画を作成する。

なお、当該実施計画は、別に県が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画と整合を図るものとする。また、第二種特定鳥獣管理計画の効果的な実施に係る取組を推進するため、関係機関は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の個体群管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図るなど、総合的な取組の推進に向け、連携を図る。

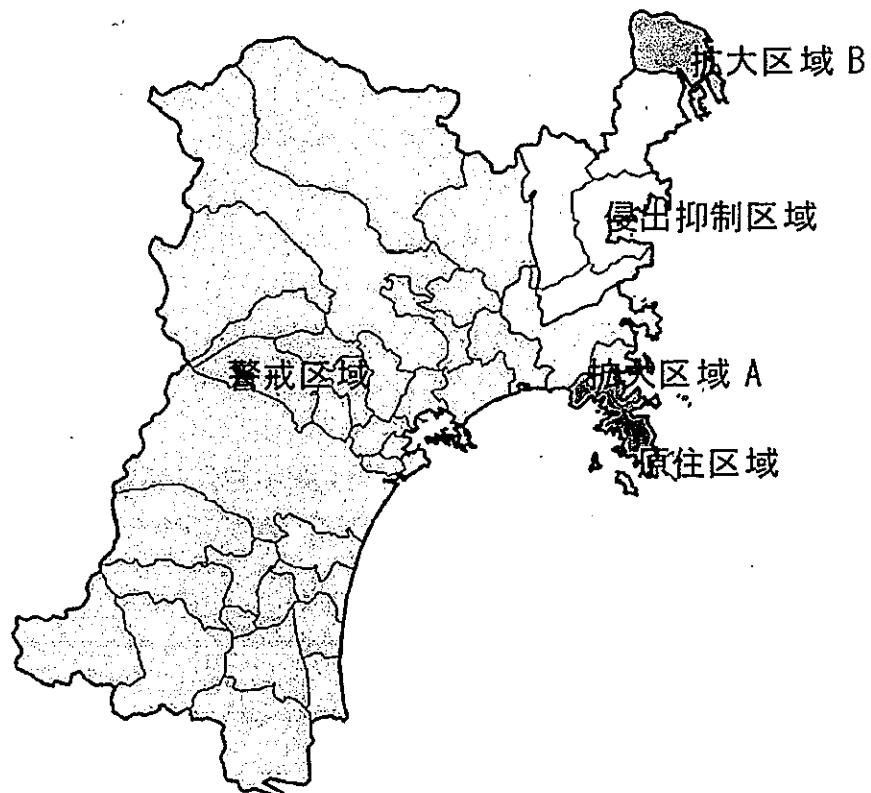
(2) 計画作成年度・計画作成の目的・対象鳥獣の種類・計画の期間・対象区域

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
第二種特定鳥獣管理計画期間	第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため	ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ	各年度	第二種特定鳥獣管理計画の対象区域	

2 第二期宮城県ニホンジカ管理計画の管理が行われるべき区域

県内全域（県内を現住区域、拡大区域A、拡大区域B、侵出抑制区域、警戒区域に区分）

警戒区域を除く区域を含む市町 石巻市、気仙沼市、登米市、女川町、南三陸町（5市町）



計画対象区域の区域区分

第三期宮城県イノシシ管理計画（抜粋）

1.0 その他管理のために必要な事項

(3) 計画の検証

イノシシの管理を適切に行うため、前述の調査研究内容や県及び市町村が実施する管理事業等について、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会及び同イノシシ部会において検討・評価を行い、必要に応じて管理目標及び管理方策の見直しを行う。

- | | | |
|--------------------------------|-------|---------|
| 3 平成30年度イノシシ管理事業実施計画書（県実施分）（案） | | p 3～5 |
| 4 平成29年度イノシシ管理事業実績報告書（県実施分） | | p 7～10 |
| 5 平成30年度イノシシ管理事業実施計画書（市町村分） | | p 11～16 |
| 6 平成29年度イノシシ管理事業実績報告書（市町村分） | | p 17～22 |

平成30年度

ニホンジカ管理事業実施計画書(県実施分)(案)

平成30年7月

宮城県環境生活部自然保護課

平成30年度ニホンジカ管理事業実施計画(案)

宮城県

H30計画	備考
1 被害防除対策 <ul style="list-style-type: none"> イ 市町村における被害防止体制整備への支援、指導及び研修会の実施。 ロ 被害防除技術研修会の実施。 ハ 有害鳥獣対策への地域的な取組支援 普及指導員が各市町の被害防止対策協議会や農業者等との連携を図り地域の実情に応じた被害防止活動の支援を行う。 	農産環境課 自然保護課・農産環境課 農業振興課
2 個体数管理 <ul style="list-style-type: none"> イ 捕獲目標(県全体):3,160頭 ※ニホンジカ管理計画における年間捕獲目標: 1,920頭以上 ロ 狩猟期間の延長(2月15日までを3月15日までに)。 ハ 狩猟捕獲に対する支援 放射性物質の影響により狩猟捕獲頭数が減っていることから、狩猟捕獲に対する補助(1頭当たり5,000円、捕獲目標600頭)を行う。 ニ 国の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用した捕獲事業を実施する。(捕獲目標600頭) 	自然保護課 自然保護課 自然保護課 自然保護課
3 生息地の適正管理 <ul style="list-style-type: none"> イ 緩衝帯設置の推進 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。 ロ シカによる森林被害が確認される地域においては、植栽木を食害から守る手段として、防鹿柵の設置や忌避剤の塗布に関する補助事業等の活用を進めるとともに、森林の裸地化を防止するため、食害防止対策を実施しない場合は極力皆伐を避けるよう森林所有者への周知を図る。 ハ 道路区域のうち、路肩部分(原則1m幅)について、6月から8月中旬までの期間内に除草を実施する。 なお、除草は車両運転者の視距等に影響がある場合を除き、原則として年1回実施するものとする。 ニ 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 シカ対象16市町) ※H29.10末時点 ホ 農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。 ヘ 車両等との事故により衝突死した個体については、各市町村に回収を依頼する。 	農産環境課 森林整備課 道路課 農産環境課 農産環境課 道路課

H30計画	備考
4 資源の活用及び残さの適正管理 イ 放射性物質検査 シカ肉について、放射性物質のモニタリング調査を行い、情報提供していく。	自然保護課
5 その他 (1) 調査研究 イ 生息状況調査 指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した生息数等調査を実施する。 ロ 捕獲状況調査 狩猟及び有害鳥獣捕獲に係る「捕獲調書」により生息分布及び生息密度を把握する。 ハ 粪塊法による生息密度と森林被害発生状況を調査する。 ニ 好適生息環境となっている植栽放棄地の適正な管理方法について調査する。 ホ 捕獲実施地域の条件に合った効率的な捕獲方法について調査する。 ヘ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会 県及び該当市町の事業実施計画等について専門家による検証を行うとともに、部会に各市町の担当者をオブザーバーとして招き、各市町の抱える問題等への助言機会の確保を図る。 ト 地方振興事務所単位の広域連携会議等において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会等を実施し、被害防止を図る。	自然保護課 自然保護課 林業技術総合センター 林業技術総合センター 林業技術総合センター 自然保護課 農産環境課
(2) 森林所有者等に対し、植栽木等への食害及びその防除対策等について情報提供を行う。	林業振興課

平成29年度

ニホンジカ管理事業実績報告書(県実施分)

平成30年7月

宮城県環境生活部自然保護課

宮城県

平成29年度ニホンジカ管理事業実績

H29計画	H29実績	評価
1 被害防除対策 イ 市町村における被害防止体制整備への支援、指導及び研修会の実施	<p>1 被害防除対策 イ 交付金の活用や被害防止計画の作成等について支援、指導した。</p> <p>鳥獸被害防止総合対策交付金により、4事業実施主体における被害捕獲活動、わなの購入及び電気柵の設置等を補助した。(石巻市・女川町、気仙沼市、加美町、南三陸町)</p> <p>登米市でニホンジカの捕獲技術研修会を開催し、くくりわなによる捕獲技術の普及・向上を図った。</p> <p>ロ 被害防除技術研修会の実施</p> <p>ハ 植栽木等への食害防除対策等について情報提供を行う。</p> <p>二 有害鳥獸対策への地域的な取組支援 普及指導員が各市町の被害防止対策協議会や農業者等との連携を図り地域の実情に応じた被害防止活動の支援を行う。</p>	<p>【農産環境課】 引き続き、被害防止体制への支援、研修会等による補助及び研修会等による対策の推進を図る。</p> <p>【自然保護課・農産環境課】 今後は、各地域での要望に応じて開催を支援する。</p> <p>【林業振興課】 森林所有者等のニーズに応じた被害防除対策を適切に指導、石巻管内における被害や防除対策について国有林との情報共有を図った。</p> <p>【農業振興課】 ・継続して各普及センターに、鳥獸被害対策担当を配置。 ・研修等を実施し、鳥獸被害対策についての知識の習得を図った。</p> <p>二・各普及センターに鳥獸害担当職員を配置。 ・研修会の開催(9/19, 8名参加) 電気柵の設置実習など鳥獸被害対策についての知識の習得と意識の醸成を図った。 ・国段階の普及指導員研修の鳥獸被害防止対策支援研修を2名受講。職場研修等で情報の共有化等を図った。 ・集落ぐるみの鳥獸被害対策モデル事業実施地区を中心に対策の推進等を行った。</p>
2 個体数管理 イ 捕獲目標(県全体):2,375頭 ※ニホンジカ管理計画における年間捕獲目標: 1,920頭以上	2 個体数管理 イ 捕獲実績(県全体) 2,847頭 ・県事業(指定管理鳥獸捕獲等事業) 29頭 ・市町村事業(個体数調整及び有害鳥獸捕獲) 2,264頭 ・狩猟による捕獲 554頭	<p>【自然保護課】</p>

H29計画		H29実績	評価
口 狩猟期間の延長(2月15日までを3月15日までに) ハ 国の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用した捕獲事業を実施する。	口 狩猟期間の延長(2月15日までを3月15日までに) ハ 国の指定管理鳥獣捕獲等事業で29頭を捕獲した。 (石巻市、気仙沼市、登米市、女川町、南三陸町)	【自然保護課】 狩猟延長期間内に 170頭捕獲 【自然保護課】 生息密度が高い地域で も当該事業を活用し、捕 獲圧を高める必要がある	【自然保護課】 狩猟延長期間内に 170頭捕獲
3 生息地の適正管理 イ 緩衝帯設置の推進 農作物被害防止対策に関する研修会の開催等により、農地周辺の環境整備を推進する。 ロ シカによる森林被害が確認される地域においては、植栽木を食害から守る手段として、防鹿柵の設置や忌避剤の塗布に関する補助事業等の活用を進めるとともに、森林の裸地化を防止するため、食害防止対策を実施する。 皆伐を避けるよう森林所有者への周知を図る。 ハ 道路区域のうち、路肩部分(原則1m幅)について、6月から8月中旬までの期間内に除草を実施した。 ニ シカを対象、鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村は車両運転者の視距等に影響がある場合を除き、原則として年1回実施するものとする。 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村は市町村・シカ対象16市町) (計画作成済み市町村 ※H29.10末時点 ホ 耕作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。 ヘ 車両等との事故により衝突死した個体については、各市町に回収を依頼する。	3 生息地の適正管理 イ 緩衝帯設置の推進 研修会により、取組を推進した。 ロ 國庫補助事業やみやぎ環境税活用事業で防鹿柵の設置を補助したほか、県有林での植栽事業や保育事業において、忌避剤の塗布を行い被害予防を行った。 (防鹿柵設置:石巻市(1,234ha[2ヵ所]) 忌避剤塗布:気仙沼市(15.45ha), 粟原市(36.41ha), 南三陸町(20.21ha), 川崎町(1.41ha)) ハ 道路区域のうち、路肩部分(原則1m幅)について、6月から8月中旬までの期間内に除草を実施した。	【農産環境課】 引き続き、地域における取組を推進する。 【森林整備課】 防鹿柵の設置や忌避剤の塗布は苗木の食害を防止する効果があるため、今後も継続して実施していく。	【農産環境課】 引き続き、地域における取組を推進する。 【道路課】 継続して実施する。

H29計画		H29実績		評価
4 資源の活用及び残さの適正管理 イ 放射性物質検査 シカ肉について、放射性物質のモニタリング調査を行い、情報提供していく。	4 イ 資源の活用及び残さの適正管理 放射性物質検査 県内各地から検体を集め、(株)理研分析センターで測定した。なお、シカ肉についてはH29.12.13付けて全県を対象に国から出荷制限指示を受けている。 (宮城県が定める出荷・検査方針に基づき管理された二ホンジカ肉で、石巻市内の食肉処理加工施設「丸信ワイルドミート」及び「アントラーフラッシュ」が出荷するものを除く)			【自然保護課】 今後も検査を継続し、情報提供していく。
5 その他 (1) 調査研究 イ 生息状況調査 ・指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した生息数等調査を実施する。	5 その他 (1) イ 調査研究 生息状況調査 区画法調査、糞塊法調査、階層ベイズ法による生息数推定を行つた。 平成28年度末推定生息数10,045(5,403~22,230)頭	口 捕獲状況調査 狩猟及び有害鳥獣捕獲に係る「捕獲調査」により生息分布及び生息密度を把握した。 ハ 粪塊法による生息密度と森林被害発生状況を調査する。	口 捕獲状況調査 狩猟及び有害鳥獣捕獲に係る「捕獲調査」により生息分布及び生息密度を把握した。 ハ 粪塊法による生息密度と森林被害発生状況を調査する。	【自然保護課】 引き続き指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定に必要となる生息状況や被害状況の調査を実施する。
	二 植栽放棄地の現況調査を実施した。			【自然保護課】 継続して実施する 【林業技術総合センター】 引き続き調査を実施し、モニタリングを行う。
	ホ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会 及び該当市町の事業実施計画等について専門家による検証を行うとともに、部会に各市町の担当者をオブザーバーとして招き、各市町の抱える問題等への助言機会の確保をする。	ホ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会、検討評価委員会をそれぞれ1回開催し、県及び該当市町の事業実施計画等について検証を行つた。	ヘ 地方振興事務所で連携会議及び研修会等を開催した。	【農産環境課】 引き続き、連携会議等により広域的な被害対策を推進する。

平成30年度

ニホンジカ管理事業実施計画書(市町村実施分)

石巻市	12
女川町	13
登米市	14
気仙沼市	15
南三陸町	16

平成30年7月

宮城県環境生活部自然保護課

平成30年度ニホンジカ管理事業実施計画（市町村分）

石巻市

H30計画	備考
1 被害軽減目標 (1) 面積(下段前年度実績) 9.17 ha 9.65 ha (2) 金額(下段前年度実績) 10,014 千円 10,541 千円 (3) 作物 稲作等 (4) その他 交通事故60件	5%減を目標とする。 昨年度の実績(79件)よりも約20件少ない数値計上した。
2 個体数管理 個体数調整による目標捕獲数 有害鳥獣捕獲による想定捕獲数 (1)	頭 870 頭 猟友会へ委託。
3 被害防除対策 (1) 現状の把握について関係機関と連携した取り組みを強化する。 (2) 牡鹿半島以外の内陸部の地域においても被害等が確認されており、全市的な被害状況の把握と防止に努める。	
4 生息地の適正管理 (1) 雑草などの繁茂を防ぐため公共施設の適正な管理に努める。	
3 その他 (1)	

平成30年度ニホンジカ管理事業実施計画（市町村分）

女川町

H30計画	備考
1 被害軽減目標 (1) 面積(下段前年度実績) 0.31 ha 0.00 ha (2) 金額(下段前年度実績) 434 千円 0 千円 (3) 作物 樹木・野菜等 (4) その他	前年度実績について、ニホンジカによる食害は住民から被害報告はされていないが、目撃情報が多数報告されている。
2 個体数管理 個体数調整による目標捕獲数 0 頭 有害鳥獣捕獲による想定捕獲数 250 頭 (1)	獵友会に委託
3 被害防除対策 (1) 現状の把握について、関係機関と連携した取組を強化する。 (2) 牡鹿半島以外の地域でも被害等が確認されており、全町的な被害状況の把握と防止に努める	
4 生息地の適正管理 (1) 雑草等の繁茂を防ぐために公共施設の適正な管理に努める。 (2)	
3 その他 (1)	

平成30年度ニホンジカ管理事業実施計画（市町村分）

登米市

H30計画	備考
1 被害軽減目標 (1) 面積(下段前年度実績) 0.10 ha 1.27 ha	平成29年度に目標達成できなかったため、平成29年度計画と同じ目標にする。
(2) 金額(下段前年度実績) 100 千円 1,491 千円	
(3) 作物 水稲、野菜、果樹等	
(4) その他	
2 個体数管理 個体数調整による目標捕獲数 有害鳥獣捕獲による想定捕獲数 (1)	頭 5 頭 登米市鳥獣被害対策実施隊が実施する。
3 被害防除対策 (1) 現状の把握について、関係機関と連携した取組を強化する。 (2)	
4 生息地の適正管理 (1) 放棄耕作地の除草 (2)	
3 その他 (1)	

平成30年度ニホンジカ管理事業実施計画（市町村分）

気仙沼市

H30計画	備考
1 被害軽減目標 (1) 面積(下段前年度実績) 16.20 ha 14.89 ha (2) 金額(下段前年度実績) 10,952 千円 3,135 千円 (3) 作物 水稲及び野菜 (4) その他	
2 個体数管理 個体数調整による目標捕獲数 頭 有害鳥獣捕獲による想定捕獲数 700 頭 (1) 市北部山間地域を中心に市全域において、ぐりわなで捕獲し、銃器による止め刺しを行う。	
3 被害防除対策 (1) 農地周辺に防護ネットや電気柵を設置した際にみやぎ環境税を活用し補助金を交付する。 (2) 忌避効果の期待されているものを農地周辺に設置する。	
4 生息地の適正管理 (1) 緩衝帯の設置 (2)	
3 その他 (1)	

平成30年度ニホンジカ管理事業実施計画（市町村分）

南三陸町

H30計画	備考
1 被害軽減目標 (1) 面積(下段前年度実績) 1.42 ha 1.78 ha (2) 金額(下段前年度実績) 175 千円 219 千円 (3) 作物 水稻, 野菜, 果樹, 花卉 (4) その他 森林被害, 交通事故	被害防止計画に基づき、面積、金額ともに2の目標とする。
2 個体数管理 個体数調整による目標捕獲数 有害鳥獣捕獲による想定捕獲数 (1)	獣友会に委託する。 南三陸町鳥獣対策実施隊が実施する。
3 被害防除対策 (1) 有害動植物等対策協議会に属する関係機関と連携し、被害情報の把握に努め (2) 防除技術等を町民へ周知する。	
4 生息地の適正管理 (1) 緩衝帯の設置 (2) 農作物残さ物の除去	
3 その他 (1)	

平成29年度

ニホンジカ管理事業実績報告書(市町村実施分)

石巻市	18
女川町	19
登米市	20
気仙沼市	21
南三陸町	22

平成30年7月

宮城県環境生活部自然保護課

平成29年度ニホンジカ管理事業の実績と評価（市町村分）

石巻市

	H29計画	H29実績	評価
1 被害軽減目標			
(1) 面積(下段前年度実績)	21.12 ha 22.24 ha	9.65 ha	昨年度と比較し被害面積が減少した。
(2) 金額(下段前年度実績)	18,284 千円 19,247 千円	10,541 千円	
(3) 作物 稻作等			
(4) その他 交通事故	60件	(4) その他 交通事故 79件	道路で死亡していたニホンジカ処理件数と事故連絡を受けた件数の合計。昨年度より事故件数が増加した。
2 個体数管理			
個体数調整による目標捕獲数 有害鳥獣捕獲による想定捕獲数	0 頭 700 頭	0 頭 883 頭	有害捕獲業務委託で883頭(うち4頭北部森林管理署事業), 網からまり分で403頭, 合計1286頭を捕獲した。 有害捕獲及び網からまり分どもに増加した。 捕獲日数を増やしたこと, 各地域で農作物の防除対策が増えたことにより, 捕獲数が増加したと考えられる。
3 被害防除対策			
(1) 現状の把握について関係機関と連携を取り組みを強化する。		3 被害防除対策 (1) 現状の把握について関係機関と連携を取り組みを強化できた。	牡鹿半島ニホンジカ対策協議会の再開によりより組みを強化できた。
(2) 牡鹿半島以外の内陸部の地域でも被害等が確認されており、全市的な被害の把握と防止に努める。			(2) 牡鹿半島以外の内陸部の地域においても被害等が確認され、全市的な被害の把握と防除に努めた。
4 生息地の適正管理			
(1) 雑草などの繁茂を防ぐため公共施設の適正な管理に努める。		4 生息地の適正管理 (1) 雑草などの繁茂を防ぐため公共施設の適正な管理を行った。	自助努力等により被害防止に努め、被害の軽減を図った。
3 その他		3 その他	

平成29年度ニホンジカ管理事業の実績と評価（市町村分）

女川町

H29計画		H29実績	
1 被害軽減目標		1 被害状況	
(1) 面積(下段前年度実績)	0.31 ha 0.00 ha	(1) 面積	0.00 ha
(2) 金額(下段前年度実績)	434 千円 0 千円	(2) 金額	0 千円
(3) 作物 樹木・野菜等		(3) 作物 樹木・野菜等	
(4) その他		(4) その他	
2 個体数管理		2 個体数管理	
個体数調整による目標捕獲数 有害鳥獣捕獲による想定捕獲数	0 頭 200 頭	個体数調整による捕獲数 有害鳥獣捕獲による捕獲数	0 頭 253 頭
		(1) 宮城県獣友会石巻支部及びALSOK宮城 に委託	
		(2) 獣友会石巻支部等のわな免許保有者に による捕獲	
3 被害防除対策		3 被害防除対策	
(1) 現状の把握について、関係機関と連携し た取組を強化する。		(1) 現状の把握について、関係機関と連携し た取組を強化した。	
(2) 牡鹿半島以外の地域でも被害等が確認さ れており、全町的な被害状況の把握と防 止に努める。		(2) 牡鹿半島以外の内陸部の地域でも被害 等が確認されており、全町的な被害状況 の把握と防除に努めた。	
4 生息地の適正管理		4 生息地の適正管理	
(1) 雜草等の繁茂を防ぐために公共施設の適 正な管理に努める。		(1) 雜草等の繁茂を防ぐために公共施設の適 正な管理に努めた。	
3 その他		3 その他	

平成29年度ニホンジカ管理事業の実績と評価（市町村分）

登米市

H29計画		H29実績	評価
1 被害軽減目標			
(1) 面積(下段前年度実績)	0.10 ha 0.38 ha	(1) 面積 ※農産環境課に報告している被害防止計画の数値と整合性をとること	水稲において踏み荒らしや食害による被害 が大幅に増加した。家庭菜園での被害も多く 発生している。
(2) 金額(下段前年度実績)	100 千円 200 千円	(2) 金額 ※農産環境課に報告している被害防止計画の数値と整合性をとること	山間部を問わず市内全域で目撃情報も多く 寄せられており、生息域が確実に拡大してお り、生息数の増加に伴う農作物被害の増加が 心配される。
(3) 作物	水稻、野菜、果樹等	(3) 作物 水稻、果樹	
(4) その他		(4) その他	
2 個体数管理			
		2 個体数管理 個体数調整による目標捕獲数 有害鳥獣捕獲による想定捕獲数	農作物の食害にあつた農家からの駆除申請 に基づき捕獲実施したこと、7頭捕獲した。
		(1)	0 頭 7 頭
3 被害防除対策			
(1) 現状の把握について、関係機関と連携し た取組を強化する。		(1) 被害農家に対し、圃場への侵入防止対策 を講じるように指導。 (2) 防護柵等設置に対する補助金制度の周 知。	農地の適正管理や農作物の適正処理はさ れているものの、農地への侵入(踏荒らし)によ る被害が多く、対応に苦慮している。 生産者の自助努力により侵入防止ネット設 置等の対策が講じられた圃場が見られるよう になった。 H29年度防護柵設置等補助金実績:5件
4 生息地の適正管理			
(1) 放牧耕作地の除草		4 生息地の適正管理 (1) 生息区域の把握	目撃情報を収集した。
3 その他		3 その他 (1)	

平成29年度ニホンジカ管理事業の実績と評価（市町村分）

気仙沼市

H29計画		H29実績		評価
1 被害軽減目標		1 被害状況		被害軽減目標は概ね達成された。
(1) 面積(下段前年度実績)	16.20 ha 11.24 ha	(1) 面積	14.89 ha	
(2) 金額(下段前年度実績)	10,952 千円 4,698 千円	(2) 金額	3,135 千円	
(3) 作物 水稻及び野菜		(3) 作物 水稻及び野菜		
(4) その他		(4) その他		
2 個体数管理		2 個体数管理		さわなる捕獲圧強化に努め、計画以上の頭数 なった。
個体数調整による目標捕獲数 有害鳥獣捕獲による想定捕獲数	0 頭 600 頭	個体数調整による捕獲数 有害鳥獣捕獲による捕獲数	711 頭	
(1) 市北部山間地域を中心市全域において てくくりわなで捕獲し、銃器による止め刺し を行う。		(1) 市北部山間地域を中心市全域において てくくりわなで捕獲し、銃器による止め刺し を行った。		
3 被害防除対策		3 被害防除対策		電気柵設置により、一定の効果が見られた。
(1) 農地周辺に防護ネットや電気柵を設置し た際にみやぎ環境交付金を活用し補助 金を交付する。		(1) 農地周辺に防護ネットや電気柵を設置し た際にみやぎ環境税を活用し補助金を交 付した。		
(2) 忌避効果の期待されるものを農地周辺に 設置する。		(2) 忌避効果の期待されるものを農地周辺に 設置した。		
4 生息地の適正管理		4 生息地の適正管理		緩衝帯設置については、達成できず。
(1) 緩衝帯の設置		(1)		
5 その他		5 その他 (1)		

平成29年度ニホンジカ管理事業の実績と評価（市町村分）

南三陸町

H29計画		H29実績		評価
1 被害軽減目標		1 被害状況		ニホンジカの駆除活動や電気柵等の防護柵の設置を行ったが、被害軽減目標は概ね達成された。
(1) 面積(下段前年度実績)	0.21 ha 0.29 ha	(1) 面積	1.78 ha	
(2) 金額(下段前年度実績)	19 千円 30 千円	(2) 金額	219 千円	
(3) 作物	水稻、野菜、果樹、花卉	(3) 作物		
(4) その他	森林被害、交通事故	(4) その他		
2 個体数管理	個体数調整による目標捕獲数 有害鳥獣捕獲による想定捕獲数	2 個体数管理 個体数調整による目標捕獲数 有害鳥獣捕獲による想定捕獲数	0 頭 20 頭 (1)	0 頭 5 頭 (1)
3 被害防除対策	(1) 有害動植物等対策協議会に属する機関と連携し、被害情報の把握に努める。 (2) 防除技術等を町民へ周知する。	3 被害防除対策	(1) 有害動植物等対策協議会に属する機関と連携し、被害情報の把握に努めた。 (2) 防除技術等を町民へ周知した。	電気柵を設置したほ場については、一定の効果がみられた。
4 生息地の適正管理	(1) 緩衝帯の設置 (2) 農作物残さ物の除去	4 生息地の適正管理 (1) 緩衝帯の設置 (2) 農作物残さ物の除去		広報誌等を活用し、有害鳥獣を誘引しないよう適切な農地管理の周知を行った。緩衝帯の整備についてではあまり進まなかつた。
5 その他	(1)	5 その他 (1)		